

2013年6月6日

第14回 法曹養成制度検討会議最終とりまとめの座長案について

三鷹市長 清原 慶子

*本日は平成25年度第2回三鷹市議会本会議開会のため出席することができませんので、最終取りまとめの座長案につきまして下記のように意見を提出いたします。ご高配のほど、よろしくお願いいたします。

<1>現在の制度でも可能な「司法修習生に対する経済的支援策」の年度内における実現をはじめ、法曹養成制度をめぐる現状の課題を今後迅速に解決するように努めるという方向性の明示が必要

本検討会議では法曹養成制度をめぐる多様で幅広い課題について検討がなされてきましたが、その過程で多くの委員が問題提起をするとともに、パブリックコメントにおいても3,119通のうち2,421件の意見が寄せられたのが「法曹養成課程における経済的支援」です。こうしたことから、今後さらに検討を深めるべき課題を「新たな検討体制」で協議することを提案するとはいえ、現在の制度でも可能な「司法修習生に対する経済的支援についての3項目」については、まずは本年度秋の第67期司法修習生から実施することが強調されることは重要であり、不可欠のことと考えます。

本検討会議のとりまとめを受けて、現行で最大限に可能なことから実現することによって、法曹志願者の経済的負担感等の軽減がもたらされ、改革の方向性が明示される必要があります。

<2>持続可能な「プロセス」としての法曹養成の実現に向けた今後の検討体制については、内閣、内閣官房のもとで、各府省及び法曹三者が一層の連携をはかることが必要

私は、司法制度改革の理念である法曹の「プロセス養成」を持続可能なものとしていくためには、法科大学院の関係者、法科大学院を所管する文部科学省、司法試験を主として担当する法務省、司法修習を主として担当する最高裁判所、活動領域の拡充に関わる総務省や経済産業省を含む各府省、そして、法曹三者が、今まで以上に緊密な連携を果たしていく必要があると考えます。

そこで私は、この点についてこれまでも何度か問題提起させていただいてきました。「最終取りまとめの座長案」の「第4」では、「その所管が複数の省庁等にまたがっていることにとらわれることなく、

速やかに結論を得ることができる新たな検討体制を整備すべきである」と記述されています。そして、最終取りまとめで提案された方策の実現及び残された課題を検討する体制について、随所に「今後の新たな検討体制」で検討するように記述されています。期間についても、たとえば「2年以内に結論を得る」といったように書かれています。私はこのような記述を支持するとともに、真に重要な諸課題を2年程度の期間で検討し結論を出すためには、各府省が横断的に連携し、関係機関や関係団体の連携が実現できる体制でなければならないことから、今後とも内閣・内閣官房が法曹養成を法治国家である日本国においてまさに最重点の施策であると位置づけて、活動領域について産業界等との対話を継続するためにも、「新たな検討体制」について責任をもっていただけるような方向性を期待します。

<3>有為な法曹志願者・法曹有資格者の増加施策を政府が積極的に進める方向性の明示が必要

本検討会議には、法科大学院修了者の大部分が司法試験に合格し、司法修習終了後には法曹として活躍できるとともに、「法務博士」が社会で幅広く活躍できる見通しを示すことであり、有為な法曹志願者及び法曹有資格者の確保に向けて前向きなメッセージを明示する事が求められていると思います。

そこで、志願者及び実入学者が漸減傾向にある法科大学院が、さらに質の高い教育を実践することを促すインセンティブ施策の検討は有用です。また、法科大学院での学習を有効にするように、「共通到達度確認試験（仮称）」の司法試験の短答式試験の免除との連動や、法学部から法科大学院への飛び級の制度化などによって、法曹志願者に向けてのインセンティブ施策も必要な検討課題となります。

ただし、この「共通到達度確認試験（仮称）」のシステムを法科大学院の違いを超えた、文字通り「共通」のものにする体制づくりの在り方についての検討も必要となると考えます。 以上